

# 赤平市耐震改修促進計画

～安全で安心できる住まいづくりとまちづくり～

平成30年3月

国では、甚大な被害をもたらした阪神・淡路大震災を教訓に、住宅・建築物の倒壊等の被害から人命を守るため、平成7年10月に建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という）を制定しました。さらに、その後の東日本大震災等を受け、平成25年11月に「改正耐震改修促進法」が施行され、平成28年には、「耐震改修の促進に係る国の方針」及び「北海道耐震改修促進計画」の見直しが行われました。

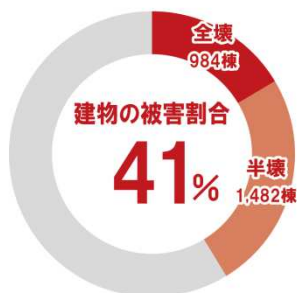
赤平市では、こうした動向を踏まえ、平成22年3月に、地震災害から市民の生命及び財産を守ることを目的とした「赤平市耐震改修促進計画」を策定し、平成30年3月に見直しを行いました。

## ◆赤平市で予測される被害

「赤平市耐震改修促進計画」において想定されている「沼田-砂川付近の断層帯による地震(M7.5)」が発生した場合、赤平市では、震度6弱～震度7の揺れが予測されています。

この地震が発生した場合、市内にある建物のおよそ4割（約2,500棟）の被害が予測され、特に、市街地西部で建物の被害割合が大きくなると予測されています。

赤平市で想定される建物の被害予想



※建物の被害棟数については、建物の構造と建築年によって統計的に推計したものです。

## ◆耐震化の現状と目標

赤平市の平成29年度の住宅の耐震化率は78.4%、多数利用建築物の耐震化率は74.1%となっています。

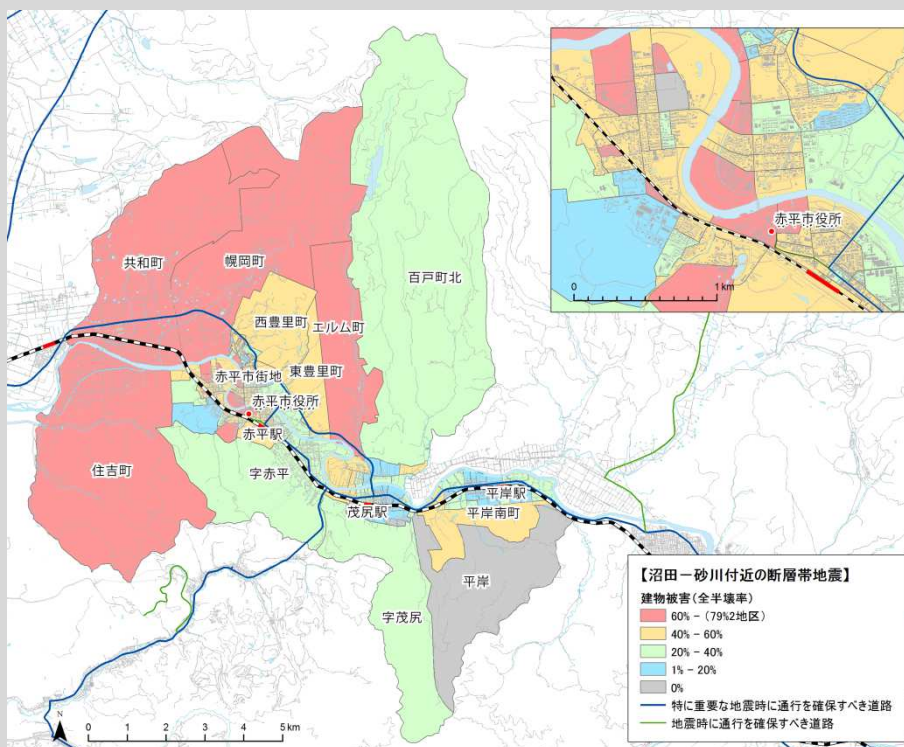
赤平市では、国や道の目標と整合を図り、平成34年度（2022年度）までに、住宅と多数利用建築物の耐震化率を95%以上にすることを目標としています。

住宅と多数利用建築物の耐震化率の目標



※多数利用建築物とは、耐震改修促進法で定められている多数の利用者がある一定規模以上の建築物のことです。

## 沼田-砂川付近の断層帯による地震(M7.5)が発生した場合の建物被害予測



## 震度と揺れ等の状況(気象庁)

<b>6弱</b>		<b>【震度6弱】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 立っていることが困難になる。</li><li>● 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。</li><li>● 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。</li><li>● 耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。</li></ul>
<b>6強</b>		<b>【震度6強】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● はわないと動くことができない。飛ばされることもある。</li><li>● 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。</li><li>● 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが多くなる。</li><li>● 大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。</li></ul>
<b>7</b>		<b>【震度7】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。</li><li>● 耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。</li><li>● 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが多くなる。</li></ul>

## ◆昭和 56 年以前の建物の耐震化を進めるために

建物の耐震化を進めるためには、市民の方々が、自らが所有している住宅や建物の耐震性や劣化の状況を把握することが肝要です。

### 1. 耐震診断を行いましょ

- 市の相談窓口では、耐震診断についての相談を受けつけています。
- 建築士などの専門家が、建物の壁の強さ・バランス・接合部の状況や劣化状況などを調査・検査して、耐震改修が必要かどうかを判定します。

#### 簡易的な耐震診断の方法

##### ①パンフレットやインターネットで行う簡易診断

・(一財)日本建築防災協会のホームページでは、自分で住まいの耐震性をチェックすることが出来ます。

「誰でもできるわが家の耐震診断」  
一般財団法人 日本建築防災協会  
<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/>

##### ②北海道で行っている戸建て住宅の無料耐震診断

- ・住宅の状況について、図面と申請者からの申告により判断します。
  - ・事前に申し込みが必要で、診断建物の条件があります。
- 窓口：空知総合振興局 建設指導課 建築住宅係

### 2. 耐震改修を行いましょ

- 耐震診断の結果、耐震性能が不十分と判断された場合、耐震改修工事が必要になります。
- 専門家とともに工事内容や費用などを検討し、耐震改修工事を行いましょ。

#### 耐震改修工事の方法

##### ①戸建て(木造)住宅の耐震改修工法

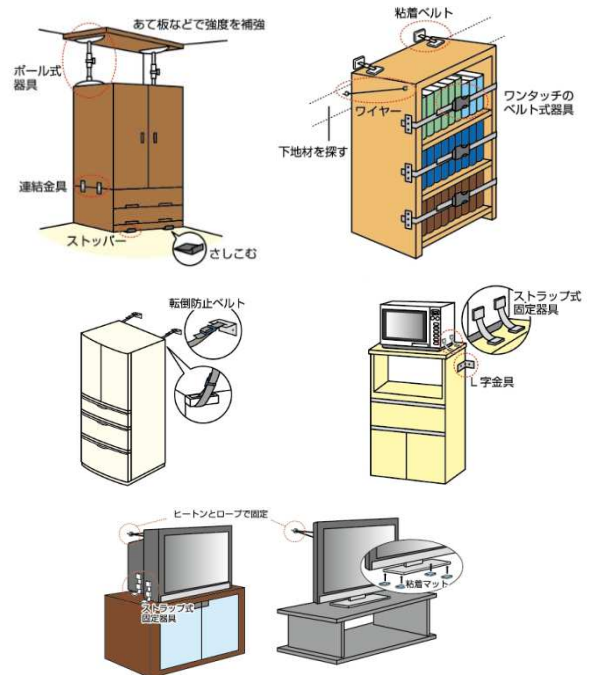
- ・基礎の補強
- ・はり・土台・柱・筋かいなどの接合部の補強
- ・筋かいを入れたり、構造用合板をはって強い壁(耐力壁)を増やす補強
- ・屋根の軽量化

##### ②木造以外の住宅の耐震改修工法

- ・耐震壁の増設、ブレースや外付けフレームによる壁の強化、柱や梁の補強
- ・制震ダンパーなどの制震装置による補強
- ・免震装置による補強

## ◆家具や家電の固定方法

地震の際には、倒れた家具の下敷きになって大けがや命を落とすこともあります。被害を軽減するために、家具や家電の転倒防止対策を進めましょ。



出典：内閣府防災情報のページ 平成 24 年度広報誌「ほうさい」

## ◆あんしん住宅助成事業について

赤平市では、住宅改修に要する費用の一部を助成する「あんしん住宅助成事業」を平成 22 年度より実施しています。本市にお住まいの方が対象です。

#### 対象となる工事の概要

##### ①耐震改修工事

- ・対象工事費 100 万円以上、助成率 20% 限度額 50 万円
- ・耐震診断の結果耐震不足と診断された建物

##### ②老朽住宅除却工事

- ・対象工事費 50 万円以上、助成率 20% 限度額 20 万円
  - ・昭和 56 年以前に建設された建物
- ※市外にお住まいの方も対象です

##### ③太陽光発電システム設置

- ・対象工事費 100 万円以上、助成率出力 1kW あたり 6 万円
- ・限度額 20 万円、新築住宅を含めた全住宅が対象

##### ④リフォーム工事

- ・対象工事費 50 万円以上、助成率 10% 限度額 30 万円
- ※18 歳未満の子育て同居世帯は 15%・限度額 45 万円
- ・新築後 5 年を経過した住宅

赤平市 建設課 建築指導担当

〒079-1192 北海道赤平市泉町 4 丁目 1 番地  
TEL0125-32-1844 (ダイヤルイン)

◆問い合わせ先◆